

グループホーム（介護予防認知症対応型共同生活介護）料金表

○入居金・・・なし

○サービス単位 1単位=10.27円

	施設サービス費
要支援2	748単位

○食材料費・家賃

食材料費	月額66,000円（30日の場合）	日割り計算の場合は、1日あたり2,200円
家賃	月額96,000円（30日の場合）	日割り計算の場合は、1日あたり3,200円

○サービス利用料金（1割負担の場合）

	要支援2
1. サービス利用料金	7,681円
2. 介護保険給付額	6,912円
3. 自己負担額（1-2の額）	769円
4. 食材料費	2,200円
5. 家賃	3,200円
※自己負担額合計（3+4+5の額）	6,169円

○サービス利用料金（2割負担の場合）

	要支援2
1. サービス利用料金	7,681円
2. 介護保険給付額	6,144円
3. 自己負担額（1-2の額）	1,537円
4. 食材料費	2,200円
5. 家賃	3,200円
※自己負担額合計（3+4+5の額）	6,937円

○サービス利用料金（3割負担の場合）

	要支援2
1. サービス利用料金	7,681 円
2. 介護保険給付額	5,376 円
3. 自己負担額（1-2の額）	2,305 円
4. 食材料費	2,200 円
5. 家賃	3,200 円
※自己負担額合計（3+4+5の額）	7,705 円

○負担割合について（第1号被保険者）

年金収入等	負担割合
340 万円以上	3割（※）
280 万円以上	2割（※）
280 万円未満	1割

※ 3割負担の具体的な基準は、「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220 万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額 340 万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合 463 万円以上）」とされています。

※ 3割負担には、月額 44,400 円の上限が設定されます。

※ 2割負担については、「合計所得金額 160 万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額 280 万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は 346 万円以上）」⇒単身で年金収入のみの場合 280 万円以上に相当します。

介護保険費被保険者証とは別に交付される、「介護保険負担割合証」に記載された負担割合をご確認下さい。

○加算内容

項目	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
①夜間支援体制加算（Ⅱ）	26 円/日	52 円/日	77 円/日
②認知症行動・心理症状緊急対応加算	206 円/日	411 円/日	617 円/日
③若年性認知症利用者受入加算	124 円/日	247 円/日	370 円/日
④利用者が病院又は診療所への入院を要した場合	253 円/日	506 円/日	758 円/日
⑤初期加算（入居から 30 日以内の期間）	31 円/日	62 円/日	93 円/日
⑥生活機能向上連携加算（Ⅰ）	103 円/月	206 円/月	309 円/月
⑦生活機能向上連携加算（Ⅱ）	206 円/月	411 円/月	617 円/月
⑧栄養管理体制加算	31 円/月	62 円/月	93 円/月
⑨口腔・栄養スクリーニング加算	21 円/回	41 円/回	62 円/回
⑩退居時相談援助加算	411 円/回	822 円/回	1,233 円/回
⑪認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円/日	6 円/日	9 円/日
⑫認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5 円/日	9 円/日	13 円/日
⑬サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円/日	45 円/日	68 円/日
⑭サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19 円/日	37 円/日	56 円/日

⑮サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7 円／日	13 円／日	19 円／日
⑯科学的介護推進体制加算	41 円／月	82 円／月	123 円／月
⑰介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本単位数に介護職員処遇改善加算以外の加算を加え算定した額の 11.1%相当を加算		
⑱介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	基本単位数に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算以外の加算を加え算定した額の 2.3%相当を加算		
⑲介護職員等ベースアップ等支援加算	提供したサービスの合計単位数の 2.3%を加算		

※ ①から⑲までの加算は、施設が体制要件を満たした場合に料金が発生します。

以上